

概要（事前分析表（案）のポイント）

施策目標 I-1-2

医療従事者の働き方改革を推進すること

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について

- 1 施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。
（注1）課題の分析に漏れがあると、その後が続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。

達成目標について

- 2 課題に対応した達成目標を設定できているか。
- 3 施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。
（注2）達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。

測定指標、参考指標について

- 4 達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。
- 5 測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。
（注3）最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。
- 6 測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。
- 7 当該年度の目標値が記載されているか。
- 8 目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。
- 9 目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。

達成手段について

- 10 測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。
- 11 達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照

【概要】令和6年度事前分析表（案）（施策目標 I-1-2）

基本目標 I：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 1：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策目標 2：医療従事者の働き方改革を推進すること

現状（背景）

1. 医師の働き方改革について

- 我が国の医療が医師の長時間労働によって支えられる中、今後さらに、少子高齢化に伴う医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進むなど、医療を取り巻く環境が変化。
- 医師の働き方改革の推進は、医師自身が健康で充実して働くことのできる環境を整備してだけでなく、医療を受ける立場にある患者・国民に対し、質の高い安全な医療を持続可能な形で提供する体制を維持していく上での喫緊の課題。
- 令和6年4月に医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始。

- 医師の長時間労働の背景には、以下のよう様々な課題が絡み合って存在。
 - 医療機関における業務・組織マネジメント
 - 医療の需給や偏在
 - 医師の養成の在り方
 - 地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域の存在
 - 医療・介護連携
 - 国民の医療のかかり方
- 医療には高い公共性が求められることから、医療機関における取組だけではなく、受益者たる国民の理解と協力を得ることが必要。
- 医師との協働をする看護職の業務についても効率化を図ることが必要。

2. 現在の取組

- 病院長等を対象とした医療機関労務管理に関する研修の開催
- 医療機関の勤務環境改善等の取組に対し、きめ細かな相談・助言を行う「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援
 - 令和5年12月に医師の働き方改革に関する特設サイトを開設し、医師の働き方改革について国民向けに広く制度の周知を行う普及啓発事業を実施。
 - SNS広告、ラジオ広告等を用いた「上手な医療のかかり方」の普及・啓発の実施
 - 「上手な医療のかかり方」アワードの開催、好事例の表彰
 - 「上手な医療のかかり方」に関する出前授業、県知事対談の実施

課題 1

上限規制適用開始に向け、個々の医療機関は労働時間短縮・医師の健康確保措置の整備を進めているが、医師の働き方改革に関する取組が十分でない医療機関もある。

達成目標 1

医療機関の勤務環境に係る管理者（院長）の意識改革

課題 2

医療従事者の働き方改革の推進にあたっては、国民が安心して必要な医療を受ける観点からも、国民の医療のかかり方の適正化が必要。

達成目標 2

医療のかかり方に関する国民の理解促進

【測定指標】太字・下線が主要な指標

1 病院長等に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数(アウトプット)

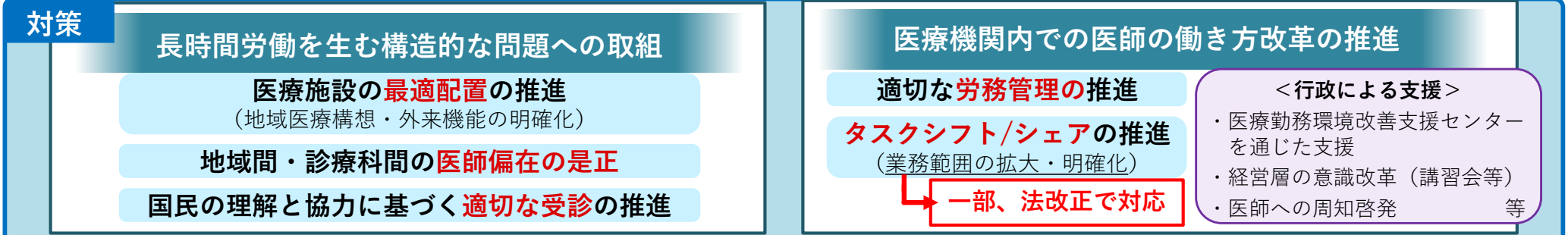
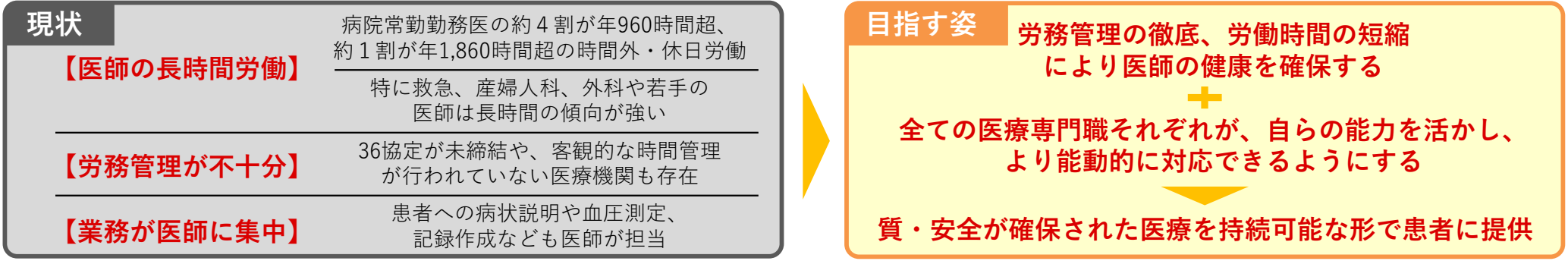
2 マネジメント研修受講者のアンケートによる満足度割合（「非常に参考になった」「参考になったと回答した割合」）(アウトカム)

3 医療のかかり方普及事業を認知している成人の割合(アウトカム)

4 「上手な医療のかかり方」公式サイトアクセス数(アウトプット)

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の特長を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。



地域医療等の確保 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 評価センターが評価 都道府県知事が指定 医療機関が計画に基づく取組を実施	時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4~)				法改正で対応	医師の健康確保 面接指導 健康状態を医師がチェック 休息時間の確保 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)
	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保		
	A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務		
	連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務		
	B (救急医療等)	1,860時間		義務		
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間					
C-2 (高度技能の修得研修)	1,860時間					

医師の時間外労働規制について

一般則

- 【時間外労働の上限】
- (例外)
- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
 - ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで

(原則)

1か月45時間
1年360時間

2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む
⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

C-1
地域医療確保暫定特

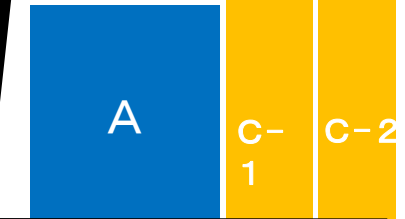
C-2
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択

C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来
(暫定特例水準の解消 (=2035年度末を目標) 後) 将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間 (例外あり)
※いずれも休日労働含む



※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

勤務間インターバルの確保
始業から
①24時間以内に9時間
②46時間以内に18時間のいずれか
及び代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

勤務間インターバルの確保
始業から
①24時間以内に9時間
②46時間以内に18時間のいずれか
及び代償休息のセット (義務)

勤務間インターバルの確保

始業から
①24時間以内に9時間
②46時間以内に18時間のいずれか
及び代償休息のセット (義務)

注) 臨床研修医については連続勤務時間制限を強化・徹底する観点から、勤務間インターバルは、始業から
①24時間以内に9時間
②48時間以内に24時間のいずれかとなる。

<A水準> 勤務間インターバルの確保

始業から
①24時間以内に9時間
②46時間以内に18時間のいずれか
及び代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

<C水準> 上記A水準の勤務間インターバル及び代償休息のセット (義務)

臨床研修医の勤務間インターバルは、始業から
①24時間以内に9時間
②48時間以内に24時間のいずれかとなる。

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

【追加的健康確保措置】

看護業務効率化先進事例収集・周知事業

令和5年度当初予算（令和4年度予算額）20百万円（27百万円）

背景

「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」（平成29年4月6日）や「医師の働き方改革に関する検討会」（平成29年8月から実施）において、医師から看護職へのタスク・シフティング（業務の移管）の推進が議論され、看護職の活躍の場や業務の拡大が期待されている。

看護職の活躍の場や業務の拡大に伴い、これまで以上に看護業務の効率化を図り、看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上が必要となる。

事業内容等

◆事業目的：

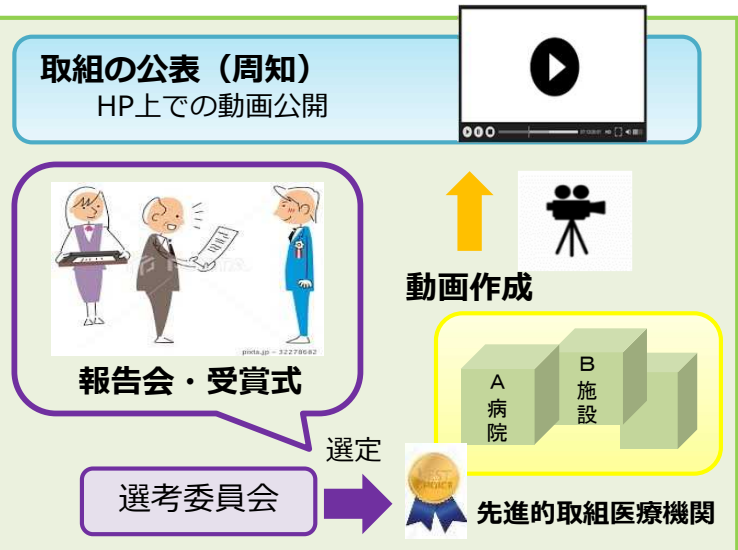
看護業務の効率化としては、他職種との連携推進、ICTの利活用等が想定されるが、各施設の特性により取り組みの程度や取り組める内容にも差異が大きいと想定されるため、看護業務の効率化に関する先駆的な取組を収集し、その中から汎用性が高く効果のある取組を選定し、広く周知する。

◆事業内容：

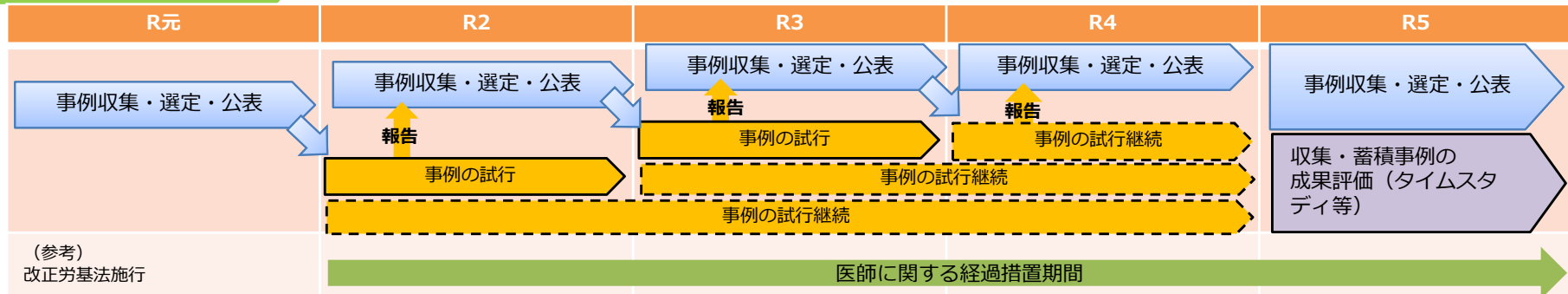
看護業務の効率化に資する取組を広く募集し、選考委員会を設置して先進的取組を選定・表彰、周知する。

<取組例> 申し送り時間短縮、ベッドコントロールのAI活用、体温や血圧・心拍数などの自動記録等

- 選考委員会を設置し、有識者の意見を聞いて先進的取組を選定。
- 周知方法は、取組事例の報告会+動画を作成しHP上で公表。
- 選定した先進的取組の他施設での試行を支援。



スケジュール（予定）



委託先

公益社団法人 日本看護協会

医療のかかり方普及促進事業

令和6年度当初予算案 1.2億円（2.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 受診の必要性や医療機関の選択等を適切に理解して医療にかかることができれば、患者・国民にとって、必要なときに適切な医療機関にかかることができ、また、医療提供者側の過度な負担が軽減されることで、医療の質・安全確保につながるという観点から、かかりつけ医を持つこと等に関して、周知・広報活動を実施。

2 事業の概要・スキーム



- 気軽に相談できるかかりつけ医をもちましょう
- 夜間や休日診療は重篤な急患のためにあります
- 時間外の急病は☎ #7119
- 時間外の子どもの症状は☎ #8000まで

【令和元年度の以降の取組（普及啓発事業として委託）】

1. 上手な医療のかかり方普及月間として、「みんなで医療を考える月間」（11月）の実施
 - ・テレビCM、Web広告、交通広告等による普及啓発
 - ・上手な医療のかかり方特別トークセッションとして、タレント等も活用したイベントを開催
2. 上手な医療のかかり方アワードの開催（10月1日～募集開始、翌年3月に表彰式開催）
3. 信頼できる医療情報サイトの構築・運用
 - ・Webサイト「上手な医療のかかり方.jp」にて正確な情報提供
 - ・#8000・#7119（存在する地域のみ）の周知
4. コロナ禍における診療控えに対する啓発
 - ・令和2年度は都道府県・市町村・関係団体を通じてリーフレット200万部を送付
5. 小中学生を対象とした医療のかかり方改善の必要性と好事例の普及啓発
6. 民間企業における普及啓発

